

令和3年11月26日  
健康福祉部健康課

## 西東京市新型コロナワクチン接種実施計画の改訂（概要）について

令和3年11月16日付け厚生労働省発健1116号第5号厚生労働大臣通知に係る「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正等に基づき、「西東京市新型コロナワクチン接種実施計画」について、下記のとおり改訂する。

なお、本計画の内容は、国の通知や使用するワクチンの薬事承認等の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

### 記

#### 1 改訂の主な内容（第7版）

##### (1) 新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施期間

「令和4年2月28日まで」の実施期間を、「令和4年9月30日まで」に延長する。

##### (2) 新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的予防接種、追加接種（3回目接種）を実施する。

##### (3) 追加接種（3回目接種）対象者

2回目の接種後、原則8か月以上を経過した者のうち18歳以上の者  
（原則として、西東京市の住民基本台帳に登録されている者）

##### (4) 本市スケジュール及び追加接種者数（見込み）

- ① 開始時期 令和3年12月（医療従事者）から
- ② 追加接種者数（見込み） 162,000人

##### (5) 接種の実施体制

西東京市医師会や医療機関と十分な協議を行い、市民に身近な市内医療機関における個別接種及び市が開設する集団接種会場で接種を行う。

#### 2 改訂日

令和3年11月26日